

## 会 則

- 第一条 本会は、公益社団法人日本おもと協会神奈川県支部と称する。
- 第二条 本会は、神奈川県内おもと愛好者及び他府県の同好者を似て組織する。
- 第三条 本会は、公益社団法人日本おもと協会会員となる正会員及びおもとを愛好する準会員にて構成する。
- 第四条 本会目的は、おもとの普及発展及び培養技術の向上と、会員相互の親睦を図る事を目的とする。
- 第五条 本会は、正会員の年会費を15,000円（会費内訳 公益社団法人日本おもと協会会費10,000円、支部会費5,000円）とし、準会員の年会費を3,500円とする。
- 第六条 他支部の日本おもと協会会員にして当会入会希望者は、支部会費を納める事により、準会員となる事が出来る。
- 第七条 本会正会員たる資格は理事会にて推薦人の説明に基づき、入会の可否を図るものとする。尚脱会は本人の自由とする。
- 第八条 本会の事務所は総会において支部長がこれを定める。
- 第九条 本会には理事会を置き、支部長を総会において定めるが、総会の概ね3か月前に次期支部長候補を理事会において選出する。他の理事は支部長が指名委託する。また支部長が必要と認めたかぎりにおいて、支部長経験者の中から顧問を、おもと全般に精通した理事から参与を、指名委託する。任期は二年とする。
- 第十条 本会には事務局長及び会計を置き、事務局長及び会計は理事の中より支部長が指名し、また正会員の中より会計監査を二名支部長が指名する。さらに、必要に応じ事務局補佐として正会員・準会員より若干名支部長が指名する。任期は二年とする。
- 第十一条 本会は年1回定期総会を開催し必要に応じ臨時総会を開く事が出来る。
- 第十二条 総会の決議は正会員の過半数の賛成によって議決する。
- 第十三条 本会は会議及び寄付金または催事及び諸活動の協賛金にて運営する。
- 第十四条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。
- 第十五条 年会費未納者は会員たる資格を失う。又納付済み会費の返還は行わない。

附則 この会則は平成23年4月1日から施行する。

平成27年4月9日改定

平成31年4月14日改定